

# JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー ドローンフライト講習契約書特約条項

入校申込者（以下、「甲」といいます。）は、JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー大阪枚方校（以下、「乙」といいます。）との契約について以下の契約条項を確認し、承諾致しました。

## 第1条（契約成立）

甲からの入校申込を乙が受け付けた場合であっても、次の各項いずれかに該当する場合、契約は成立しないものとします。

- 1 甲が、16歳に満たないとき
- 2 甲が、次に掲げる病気にかかっているとき
  - 1 幻覚の症状を伴う精神病であって国土交通省令で定めるもの
  - 2 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって国土交通省令で定めるもの
  - 3 ①又は②に掲げるもののほか、無人航空機の飛行に支障を及ぼすおそれがある病気として国土交通省令で定めるもの
- 3 甲が、アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者であるとき
- 4 甲が、航空法若しくは航空法に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたとき
- 5 甲が、無人航空機を飛行させるに当たり、非行又は重大な過失があったとき

## 第2条（技術証明書取得事由）

- 1 受講資格は、次のとおりとする。
  - 一 標準シラバス終時点において満16歳以上であること。（運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード等、甲の氏名、生年月日及び住所の記載があるものにより本人確認を行う。）
  - 二 規則別表第六に定める身体検査基準に適合すること。

検査項目	一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量二十五キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る身体検査基準
視力	視力が両眼で〇・七以上、かつ、一眼でそれぞれ〇・三以上であること又は一眼の視力が〇・三に満たない者若しくは一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が〇・七以上であること。
色覚	赤色、青色及び黄色の識別ができること。
聴力	両耳の聴力（補聴器により補われた聴力を含む。）が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警音器の音が聞こえるものであること。
運動能力	<ol style="list-style-type: none"><li>1 第二百三十六条の六十二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害がないこと。</li><li>2 ①に定めるもののほか、無人航空機の安全な飛行に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害があるが、法第三百三十二条の四十四の規定による条件を付すことにより、無人航空機の安全な飛行に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</li></ol>

- 2 講習の終了後、前第1項の技術証明書取得欠格事由があることにより、甲が技術証明書を取得できなかった場合でも、乙は、甲から受領済み代金の一切を返金できません。また、甲に、乙又はクレジット会社に対する、未払い代金責務がある場合には、甲はなお支払い義務を負います。

## 第3条（講習日の決定）

- 1 甲は、本契約締結時に乙と協議の上、講習日を確定させることとします。
- 2 甲は、確定させた講習日に参加できない事由が生じた場合は前々日 18:00 までに乙へ電話又はメールにて連絡することとし、以後の日程について乙と協議の上、決定することとします。
- 3 天候等の諸条件により、講習のスケジュールに変更が生じた場合は甲乙協議の上、変更日時を決定することとします。

## 第4条（解約）

- 1 納付の受講料は、原則として次に掲げる場合を除き返金できないものとします。なお、返金額については、返金通知を受けた時点までの経費を差し引いた額とします。

- 一 受講資格を満たさないと認められるとき
  - 二 登録講習機関の責に帰すべき事由により、講習を受けることができなかつたとき
  - 三 甲の責によらない事由により講習を受けることができなかつたとき
  - 四 受講申し込み後、講習実施の【7日前】までに受講取り消しの申し出があつたとき
- 2 前項の各号に基づき返金処理をした場合において、解約手数料（事務手数料）を申し受けます。
  - 3 甲が、本契約の中途解約を希望する場合には、予め乙へその旨を申告し、中途解約手続きの日程を甲乙双方の同意により決定した後、第4条第1項及び第2項に基づき返金処理をいたします。
  - 4 乙は、以下の場合本契約を将来に向かって解約することができます。この場合の返金規定は、第4条第1項及び第2項に準じます。
    - 一 甲が、第1条第3項及び第4項又は第2条第1項に該当することが発覚したとき
    - 二 甲が行政処分又は刑事処分がなされたとき

#### 第5条（講習中の乙の義務）

乙は、甲に対する講習を行うにあたり、その安全確保に努め、講習中の事故については、乙以外の者に責めのある部分に関しては、損害賠償等の責任を負いません。

#### 第6条（講習中の甲の義務）

- 1 講習中、指導員の指示を守り、安全確保に努めます。
- 2 講習中、指導員の指示に従わず負傷等をした場合、その治療費は全額甲の自己負担とします。
- 3 講習中、指導員の指示に従わずに故意または過失により損害が発生した場合は、その補償金は全額甲の自己負担とします。
- 4 災害、その他突発事態のため、正常な講習が行われない場合、その損害請求は致しません。
- 5 講習中に知り得た情報を漏洩したことにより発生した損害については、漏洩の目的と意図にかかわらず乙より法的措置が講じられる場合が有る事を了承します。
- 6 甲は、自己の貴重品を含める所持品を自己の責任において管理します。

#### 第7条（講習教材の取扱い義務）

- 1 講習に使用した各種マニュアル、およびその他配布物は、著作権法によって保護を受ける著作物にあたるため、甲は、その著作物を著作権法に基づき適切に取扱わなければならない。
- 2 甲は、甲個人での使用範囲においても前項の著作物の複製品を作成してはならない。また、第三者が自由に閲覧等できないように十分注意をして管理しなければならない。
- 3 甲は、同条第1項の著作物を、第三者への開示、貸し出し、譲渡などをしてはならない。また、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画サイトなどに掲載、投稿などをし、不特定多数が閲覧できる状態にしてはならない。
- 4 乙、または乙が所属する一般社団法人日本 UAV 利用促進協議会（通称 JUAVAC（ジュアバック））、そして著作権を保有する団体、または個人が、甲が本条の規定に違反する行為を行っていることを発見した場合、甲に対し、当該違反行為の差止めを求めることができる。また、その違反行為により被った損害についても賠償請求することができる。

#### 第8条（費用）

- 1 甲は、乙に対し、それぞれ次に掲げる支払い義務を負います。
  - 一 入学金
 

	45,000 円（税込 49,500 円）
一等初学者	150,000 円（税込 165,000 円）
経験者	50,000 円（税込 55,000 円）
  - 二 学科講習〈座学またはオンライン講習〉
 

	6,000 円／1 コマ（税込 6,600 円）
--	--------------------------
  - 三 実地講習〈実技又はシミュレーター〉
 

	9,000 円／1 コマ（税込 9,900 円）
目視内限定解除	10,000 円／1 コマ（税込 11,000 円）
昼間限定解除	12,000 円／1 コマ（税込 13,200 円）
  - 四 教材費
 

二等	8,500 円（税込 9,350 円）
一等初学者	14,500 円（税込 15,950 円）
一等経験者	12,000 円（税込 13,200 円）
  - 五 検定料金〈修了審査料金〉
 

基本	15,000 円（税込 16,500 円）
目視内限定解除	10,000 円（税込 11,000 円）
昼間限定解除	20,000 円（税込 22,000 円）
  - 六 事務手数料
 

二等	10,000 円（税込 11,000 円）
----	-----------------------

一等 15,000円（税込 16,500円）

※1 JUAVAC 卒業生、枚方校卒業生についてはこれに限らない。

- 2 甲は、乙に対し、次の各号いずれかに該当する場合は、支払い義務を負います。ただし、キャンペーンなどにより料金を無料保証としている場合には、これに限りません。

学科講習の追加受講	6,000円／1コマ（税込 6,600円）
実地講習の超過技能料金 基本	9,000円／1コマ（税込 9,900円）
実地講習の超過技能料金 目視内限定解除	10,000円／1コマ（税込 11,000円）
実地講習の超過技能料金 昼間限定解除	12,000円／1コマ（税込 13,200円）
再修了審査を行う場合 基本	15,000円／1回（税込 16,500円）
再修了審査を行う場合 目視外限定解除	10,000円／1回（税込 11,000円）
再修了審査を行う場合 昼間限定解除	20,000円／1回（税込 22,000円）

### 第9条（補講について）

講師は、講習内容の修得状況を勘案し、必要があると認められる甲に対して、補講を行うものとする。

### 第10条（講習科目免除の記録）

- 1 登録講習機関管理者は、講習を受けようとするものが経験者（民間技能認証証明等を有する者）である場合には、告示に基づき講習を一部免除するものとします。なお、免除の条件等については、航空局ホームページに掲載済の無人航空機の操縦者に対する講習等を実施する団体が発行した書類・ライセンス若しくは航空局の書式に準ずる飛行記録（飛行時間 10 時間以上）を提示において定めます。
- 2 登録講習機関管理者は、前項の規定による講習の受講を免除した場合、その旨を講習記録簿に記載します。（講習記録簿該当箇所にチェックマークを付ける。）

### 第11条（修了者の決定および通知）

- 1 登録講習機関管理者は、修了審査員からの報告に基づき、実地修了審査の合格基準に達したものを当該講習の修了者と決定するものとします。
- 2 前項も決定通知は、修了審査終了後に、修了審査員から甲に口頭で伝える。
- 3 修了証明の発行は入校時点から 1 年間とし、乙の責によらない事由により超過の場合は受講履歴は無効とします。

### 第12条（不正受験者への対応）

- 1 修了審査（机上審査、口述審査および実技審査）において、甲が他の者から助言を受けたとき又は不正な行為を行ったときには、修了審査を直ちに中止するとともに、速やかにドローン情報基盤システムを通じて国土交通大臣に報告を行います。また、不正行為の内容の詳細について、電話及び電磁的方法（電子メール）により遅滞なく国土交通大臣に報告を行います。
- 2 登録講習機関管理者は、修了者と決定した者であっても、修了審査において、他の者から助言を受けたこと又は不正な行為を行ったことが判明したときは、直ちに修了者の決定を取り消すとともに前1項と同様に国土交通大臣に対し報告を行います。
- 3 前項の場合において、既に修了証明書を「交付している場合」にあつては、直ちに当該修了証明書を返納させることとします。

### 第13条（修了証明書の交付）

- 1 登録講習機関は、修了者として決定したものに対して、「登録講習機関に関する事務手続きガイドライン」の様式1による修了証明書を交付します。
- 2 前項の修了証明書は、無人航空機講習修了証明書発行申請書・再発行申請書（発行台帳）に契印します。
- 3 次の場合には、登録講習機関管理者は修了証明書の再交付を行うことができるものとします。
  - 一 修了証明書の記載事項に次の事項が生じた場合。ただし、修了証明書交付の日から起算して1年を経過しない者に限る。
    - 1 氏名を変更したとき
    - 2 修了証明書の滅失又は毀損

- 二 前項の理由による修了証明書の再発行を申請するものに対し、その理由を記載した無人航空機講習修了証明書発行申請書・再交付申請書（発行台帳）を提出させるものとする。
- 三 修了証明書の再交付手数料は、【3,000円】（税込）とする。
- 4 修了証明書の有効期限は、修了証明書交付の日から起算して1年間とし、有効期限の期日をもって修了証明書は失効する。

#### 第14条（個人情報の取得と利用）

- 1 甲の個人情報は乙の別紙「個人情報保護方針」に従って取り扱われることを了承します
- 2 甲は受講するにあたり、乙より求められた情報は速やかに提出します。また、住所・氏名・電話番号・電子メールアドレス等、提出している情報に変更が生じた際には、速やかに乙へ報告致します。

（2024年1月4日改定）